

定 款

フェスタリアホールディングス株式会社

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、フェスタリアホールディングス株式会社と称し、英文では、Festaria Holdings Co.,Ltd. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 時計類、眼鏡類、光学機械類、貴金属類、宝石類の企画製作、製造、輸出入および販売
2. 事務機、カメラ、美術品、骨董品、アクセサリ、室内装飾品、バック類および鞆類、茶、生花、化粧品の販売
3. 古物の買取、販売
4. 服飾デザインおよび雑貨等の企画、製作および販売
5. 販売促進に関するコンサルティング業務
6. 通信販売、カタログ販売、訪問販売および展示販売の販売方法の教育に関するコンサルタント業務
7. 貸しビルに関する業務
8. 総合ブライダルに関する業務
9. 前各号に附帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都品川区に置く。

第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、3, 0 1 2, 0 0 0株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第12条（株主総会の招集）

当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の基準日は、毎年8月31日とする。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第17条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第18条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することができる。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当社の取締役は7名以内とする。

第20条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名および、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、決議があったものとみなす。

第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を免除することができる。但し、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

第30条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第31条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催するこ

とが出来る。

第35条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第39条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を免除することができる。但し、当該決議に基づく賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

第40条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第41条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第42条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第43条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

第44条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

第45条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上

2022年11月24日 定時株主総会にて決議